

○農林水産省告示第 号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第十四号）第五条第一項に基づき、平成二十七年農林水産省告示第七百五十五号（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>一 その地域において通常行われる有害動植物の防除及び施肥と比較して化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに次に掲げる技術のうちいずれか一以上のものを組み合わせて用いる農業に関する技術</p> <p>イ 土壌への炭素の貯留に資する堆肥を農地に施用する技術</p> <p>ロ 緑肥作物を栽培して農地に施用する技術</p> <p>ハ 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を農地に施用する技術</p> <p>二 有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものに関する技術</p> <p>(削る)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 その地域において通常行われる有害動植物の防除及び施肥と比較して化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに次に掲げる技術のうちいずれか一以上のものを組み合わせて用いる農業に関する技術</p> <p>イ 土壌への炭素の貯留に資するたい肥を農地に施用する技術</p> <p>ロ 緑肥作物を栽培して農地にすき込む技術</p> <p>ハ 畝のうち播種を行う部分のみを耕うんする技術</p> <p>二 水稻の生育中期に水田を通常より長期間干す技術</p> <p>ホ 水稻収穫後の作物残さを秋季にすき込む技術</p> <p>二・三 (略)</p>